

会 議 報 告 書

令和4年度京都府周産期医療協議会について、概要を下記のとおり報告します。

記

1 日時・場所

令和4年7月8日（金）13時30分～14時30分
京都ガーデンパレス「鞍馬の間」

2 出席者

別添出席者名簿のとおり

3 主な概要

- ◎京都府周産期医療体制強化ワーキングチームからの提案書は、異論なく承認。
- ◎医師の働き方改革の影響については、本協議会で引き続き協議が必要。

4 議事概要（○＝御意見・質問、●＝回答）

（1）報告事項 京都府周産期医療体制強化WT検討会議の開催結果について
（質疑なし）

（2）協議事項 京都府周産期医療体制強化WT検討会議からの提案書について

- ワーキングチームは3回開催され、現場の先生を中心に活発な議論ができたと感じている。厚労省の規定と異なり、超音波エコーの画像共有や顔の見える形で議論しているところ、これが京都府のシステムの特徴だと理解している。
- 今回実施するアンケートは、システムが十分に活用できるよう各医療機関で活用している機器を調査する等よく練られていると感じている。
- 10年ほど前に京都府のデジタル疎水ネットワークを用い、複数の病院を繋いで超音波診断画像の共有を行ったことがある。今回は非常に多くの病院をネットワークで繋ぐことになるが、セキュリティや安定性はどのように議論されたのか。
- タイムラグ等の安定性についてはワーキングでも大きな課題として挙げられている。実際の導入時は試行実験等も行いながら、安定性を担保できるようにしていきたい。
- 実際の導入時は、例えば総合周産期母子医療センターと中核病院等をネットワークで実際に繋いで、正常な動作ができるか等を確認してから契約することになる。
- 京都府が主導し両大学が協力する形で作るシステムなので、アウトカムが重要になると考えている。例えば、京都モデルといった形で、研究ベースでもこのシステムを活用していければと考えている。

- このシステムは、受け手側である総合周産期母子医療センターの業務が増えることになるが、システムは人がいて初めて成立するものである。システムを継続するためにも、府には、長期的な人的資源確保も視野に入れた予算の確保をお願いしたい。
- 医療人材の育成についても、システムと同様に、指導する立場の医師の確保が課題になると考えている。
- システムの人件費については、国庫から年間 1,000 万円程度の補助金が出せるように予算を要求しているところである。
- この予算は一時的なものか、永続的なものか。
- 厚生労働省も周産期は非常に重要なものと位置づけており、すぐに補助金がなくなるといえることはないかと理解している。
- 急に予算がなくなるといえることが非常に心配なので、ぜひ府には予算が継続されるよう働きかけを継続してほしい。
- ご指摘の通り、周産期予後が改善されたか等をテーマに研究ベースで検証するのは賛成である。
- こういった ICT が充実してきた場合、現在手書きで対応している搬送用紙等を電子化することも検討してほしい。
- このシステムは、動画の共有を含み全国初のシステムとなる。サーバーの容量の確保等は大きな課題であるため、しっかりした業者が出てくることを期待する。
- 研究については、ICT を使えば周産期死亡は改善されるか、というようなテーマで計画していただければありがたいと考えている。
- 診療情報提供用紙は、搬送元、搬送先、京都第一赤十字病院用の 3 枚綴りとなっている。情報量はそこまで多くなく、二度手間になるので、ネット上で入力する必要まではないのではないかと考える。
- 助産師というよりは看護師のスキルアップを目的に、北部の医療機関で新生児蘇生法の研修会をはじめたと聞いている。ワーキングから提案のあった新生児蘇生法の研修会も広い職種が参加できればよいと考えている。
- 新生児蘇生法の研修会はインストラクターが手弁当で行っており、何度も行うのは負担になるのではないかと。また、研修を受ける側においても、一回受けて終わりという方が多く、個人のモチベーションによるところが大きいと感じる。
- 新生児蘇生法の研修会について、院内のスタッフのやり繰り等も大変なので、勤務時間帯に定期的にやっていくのは病院にとって大きな負担となるのではないかと。
- 搬送用紙については、電子化かどうにかかわらず、診療情報提供用紙に流用できるような形にできればスピードアップできるのではないかと。
- 新生児蘇生法の研修会には複数のコースがあるが、学会の認定を受けるには 5,000 円を支払う必要がある。また、一部の診療所や助産院では新生児蘇生法の最新の情報が無い状態にあるところも少なくない。
- 研修会の開催費用は予算措置ができると思うが、学会の認定費用の予算措置は難しい。

(3) その他 周産期医療における医師等の働き方改革について

- 診療所において常勤医への影響は少ないということでは理解できたが、大学から派遣を受けている場合は、宿日直許可を受けることが必須になる。必要に応じて診療所も宿日直許可の取得が必要になるということ、府からも伝えるようにしてほしい。

- 医療機関の中にはNICUの受入停止を検討しているところもあると聞いている。大学から派遣された非常勤医師のみで支えることは非常に難しいので、集約化も視野に入れた検討が必要ではないかと感じている。
- 宿日直許可は取得しやすくなっているとはいえ工夫が必要である。周産期の関係医療機関も含め、前に進めていく努力が必要であると考えます。
- 現在総合及び地域周産期母子医療センターに対して、府と勤改センターが共同してヒアリングを行っているが、その中では、大学と協議を行ったという病院は非常に少なかった。今後大学ともヒアリングを行っていく中で、各医療機関の現状を伝えていきたいと考えている。
- 診療所の宿日直許可については、医師会や産婦人科医会とも協力して取り組んでいきたい。
- 医師会としても非常に危機感を持っているが、実態を捉えきれていない診療所があるのも事実。産婦人科医会と協力して取り組んでいきたいと考えている。
- 働き方改革については非常に重要な問題である。本協議会でも引き続き協議していきたいと考える。

<終了>